

横浜市環境影響評価技術指針の 改定について

第8回環境影響評価審査会
令和6年10月16日
事務局資料

前回までの審査会でいただいた主な御意見（別表2について）	: 別紙1
技術指針改定案（素案）別表2	: 別紙2
技術指針改定案（素案）別記 土壌	: 別紙3
地盤	: 別紙4
土地の安定性	: 別紙5
安全	: 別紙6

1 現在の技術指針の構成

<本編>

- 第1章 技術指針策定の趣旨等
- 第2章 計画段階配慮
- 第3章 環境影響評価
- 第4章 事後調査

基本的考え方
図書の構成

<別表>

- 別表1 地域概況の調査項目
- 別表2 環境影響評価項目
- 別表3 要因と項目の関連表

<別記>

- 第1 温室効果ガス
- 第2 生物多様性（動物、植物、生態系）
- 第5 水循環
- 第6 廃棄物・建設発生土
- 第7 大気質
- 第8 水質・底質
- 第9 土壌
- ・・・
- 第19 地域社会
- 第20 景観
- 第21 触れ合い活動の場
- 第22 文化財等

別表2で規定した22項目の
調査、予測及び評価の手法
並びに事後調査の方法

その他、対象とする物質等を定める「解説別表」があります

2 技術指針に関する審査会での審議状況

① 改定の趣旨・方向性について

令和5年度第16回審査会

② 本編、別表2の改定案について

令和5年度第20回審査会
今回（別表2）：令和6年度第8回審査会

③ 別記（温室効果ガス、生物・生態系、緑地、水循環、廃棄物・建設発生土）の改定案について

令和6年度第3回審査会

今回の改定の重点として、気候変動・自然資本・循環経済など、社会ニーズへの対応を盛り込み、「緑地」の項目追加を含めて、別記の内容を大幅に見直し

④ 別記（その他）の改定案について

令和6年度第7回審査会
今回：令和6年度第8回審査会

より適切・効果的・効率的な環境影響評価のため、項目選定する事業の考え方や、調査結果・予測結果の記載内容を充実するなど、追記・修正を検討

【今回説明する項目】 土壌、地盤、土地の安定性、安全

3 技術指針改定案(素案)別表2

(1) 環境影響評価項目の見直し

環境影響評価項目「安全」の細目である「土地の安定性」について、安全として予測評価するよりも地形・地質の性状に伴う予測評価の要素が強いため予測項目を「安全性の確保の程度」から「土地の安定性の確保の程度」へと変更することとし、「安全」とは別の項目として「土地の安定性」を設けます。

<現在>

環境影響評価項目	細目
安全	土地の安定性
	浸水
	火災・爆発
	有害物漏洩

<改定案>

環境影響評価項目	細目
土地の安定性	土地の安定性
安全	浸水
	火災・爆発
	有害物漏洩

3 技術指針改定案(素案)別表2

(2) 審査会でいただいた御意見とその対応

「[別紙1]前回までの審査会でいただいた主な御意見(別表2について)」参照

(3) 技術指針改定案(素案)別表2

「[別紙2]技術指針改定案(素案)別表2」参照

4 技術指針改定案(素案)別記（土壌、地盤、土地の安定性、安全）

別記の構成

< 現在 >

- 第1 温室効果ガス
- 第2 生物多様性（動物、植物、生態系）
- 第5 水循環
- 第6 廃棄物・建設発生土
- 第7 大気質
- 第8 水質・底質
- 第9 土壌
- 第10 騒音
- 第11 振動
- 第12 地盤
- 第13 悪臭
- 第14 低周波音
- 第15 電波障害
- 第16 日影
- 第17 風害
- 第18 安全
- 第19 地域社会
- 第20 景観
- 第21 触れ合い活動の場
- 第22 文化財等

< 改定案 >

- ・温室効果ガス
- ・生物・生態系
- ・緑地
- ・水循環
- ・廃棄物・建設発生土
- ・大気質
- ・水質・底質
- ・騒音
- ・振動
- ・悪臭
- ・低周波音
- ・電波障害
- ・日影
- ・風環境
- ・地域交通
- ・景観
- ・触れ合い活動の場
- ・文化財等

第3回審査会
第7回審査会

- ・土壌
- ・地盤
- ・土地の安定性
- ・安全

今回：第8回審査会

4-1 技術指針(別記) 改定の考え方① ～環境影響評価の対象～

(1) 環境影響評価の対象

※ 以下、変更箇所を「土壌」を例に記載。

・対象を明確化するため、新規で記載

(例) 対象事業の実施が、土壌汚染の状況に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする物質（以下、「土壌汚染物質」という。）は次のとおりとする。

- ア 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が設定されている物質
- イ 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質

(2) 項目選定する事業の考え方

・選定する事業を明確化するため、新規で記載

(例) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、土壌を環境影響評価項目として選定することを検討する。

また、土壌汚染に起因する地下水汚染の発生が予想される場合は、「第● 水質・底質」も併せて環境影響評価項目として選定することを検討する。

- ア 工事中に、土地の形質の変更を行う対象事業で、土地利用の履歴等から判断して、対象事業実施区域において土壌汚染が存在し、又は土壌汚染が存在するおそれがある場合
- イ 存在・供用時に、施設の稼働等による土壌汚染の状況への影響が予想される場合
(以下、略)

4-1 技術指針(別記) 改定の考え方② ～調査～

(1) 調査項目 (2) 調査方法等

・ 求められる調査内容が具体的にイメージできるよう、記載内容を充実

(例) (1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 地歴の状況

対象事業実施区域の過去の土地利用の履歴、過去において土壤汚染物質を取り扱っていた事業場の設置状況、土壤汚染物質の取扱い履歴等を把握する。

イ 土壤汚染の状況

「ア 地歴の状況」の調査の結果、対象事業実施区域の土壤が土壤汚染物質により汚染され、又は汚染されているおそれがあると認められるときは、必要な事項を次に掲げる中から選択し、把握する。

(ア) 土壤汚染が想定される範囲

(イ) 土壤中の土壤汚染物質の濃度

(以下、略)

(3) 調査結果

・ 図書に掲載すべき結果を明確化するため、新規で記載

(例) 表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

・ ベスト追求型アセスの考えを踏まえた目標設定

(例) 「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 土壌汚染の防止が適切に図られている水準
- (2) 環境基準
- (3) その他科学的知見

4-1 技術指針(別記) 改定の考え方④ ～予測～

(1) 予測項目 (2) 予測方法等

・ 求められる予測内容が具体的にイメージできるよう、記載内容を充実

(例) (1) 予測項目

次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

- ア 対象事業の実施により変化する土壤汚染の範囲及び土壤汚染物質の濃度
- イ 対象事業実施区域外への拡散の可能性
- ウ 搬出する汚染土壌の量
- エ 地下水への溶出の可能性
- オ 新たな土壤汚染が発生する可能性

(3) 予測結果

・ 図書に掲載すべき結果を明確化するため、新規で記載

(例) 次に掲げる事項のうちの適切な事項について、表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

- ア 土壤汚染の範囲、深度、種類及び濃度
(以下、略)

4-1 技術指針(別記)

改定の考え方⑤ ～評価～

- ・図書に掲載すべき記載を明確化するため、記載内容を充実

(例) 原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が土壌汚染の状況に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかについて考察する。

改定の考え方⑥ ～環境の保全のための措置～

- ・図書に掲載すべき措置を明確化するため、新規で記載

(例) 事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 汚染土壌の封じ込め、浄化、掘削除去等の汚染拡散防止の措置
(以下、略)

4-1 技術指針(別記)

改定の考え方⑦ ～事後調査～

・調査項目及び調査方法等に項目分けして整理

(例) (1) 事後調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 事後調査方法等

ア 事後調査の頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 事後調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 事後調査地域、事後調査地点

原則として予測地域又は予測地点とする。

エ 事後調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。

なお、必要に応じて発生源状況の把握、地質調査等も併せて行う。

4-2 技術指針（別記） 土壌

項目	改定案
1 (1) 環境影響評価 の対象	<p>対象事業の実施が、土壌汚染の状況に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。</p> <p>なお、対象とする物質（以下、「土壌汚染物質」という。）は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が設定されている物質イ 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質
1 (2) 項目選定する事業 の考え方	<p>次に掲げるいずれかに該当する場合は、土壌を環境影響評価項目として選定することを検討する。</p> <p>また、土壌汚染に起因する地下水汚染の発生が予想される場合は、「第● 水質・底質」も併せて環境影響評価項目として選定することを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 工事中に、土地の形質の変更を行う対象事業で、土地利用の履歴等から判断して、対象事業実施区域において土壌汚染が存在し、又は土壌汚染が存在するおそれがある場合イ <u>存在・供用時に、施設の稼働等による土壌汚染の状況への影響が予想される場合</u>ウ その他土壌汚染の状況への影響が予想される場合
3 環境保全目標の 設定	<p>「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 土壌汚染の防止が適切に図られている水準(2) 環境基準(3) その他科学的知見

4-2 技術指針（別記）地盤

項目	改定案
1(1) 環境影響評価 の対象	対象事業の実施に伴い、地盤沈下が生じると予想される地域における影響の内容及び程度を対象とする。
1(2) 項目選定する事 業の考え方	次に掲げるいずれかの項目に該当する場合は、地盤を環境影響評価項目として選定することを検討する。 ア 工事中に、地下水の揚水、湧出水の排水、掘削工事等による、地下水位の低下又は軟弱地盤上の盛土の影響により対象事業実施区域又はその周辺に地盤沈下が予想される場合 イ 存在・供用時に、地下水の揚水、湧出水の排水等により、地下水位が低下し、対象事業実施区域又はその周辺に地盤沈下が予想される場合 ウ その他地盤沈下が予想される場合
3 環境保全目標の 設定	「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、次に示す事項を参考に適切に設定する。 (1) 周辺の工作物に影響を及ぼさない水準 (2) その他科学的知見

4-2 技術指針（別記）土地の安定性

項目	改定案
1(1) 環境影響評価 の対象	対象事業の実施が、傾斜地の崩壊や地盤の変形等を生じるような土地の安定性に影響を及ぼすと想定される地域における <u>土地の安定性の確保の程度</u> を対象とする。 なお、地震等の異常な自然現象によって発生する影響も必要に応じて考慮する。
1(2) 項目選定する事 業の考え方	次に掲げるいずれかに該当する場合は、土地の安定性を環境影響評価項目として選定することを検討する。 ア 工事中に、土地の改変により、土地の安定性に影響を及ぼすと予想される場合 イ 工事中又は存在・供用時に、対象事業実施区域に大規模盛土造成地、急傾斜地崩壊危険区域又は液状化危険度が高い地域等が含まれ、土地の安定性に影響を及ぼすと予想される場合 ウ その他土地の安定性への影響が予想される場合
3 環境保全目標の 設定	「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。 (1) 土地の安定性が確保される水準 (2) その他科学的知見

4-2 技術指針（別記）安全

項目	改定案
1(1) 環境影響評価 の対象	<p>対象事業の実施が、安全に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。</p> <p>ア 浸水</p> <p>(ア) 内容</p> <ul style="list-style-type: none">a 土地の改変に伴う雨水流出量の変化によって発生する洪水・浸水b 施設の供用により不特定多数が利用する施設の浸水 <p>イ 火災・爆発</p> <p>(ア) 内容</p> <ul style="list-style-type: none">a 施設の供用に伴う高圧ガス、危険物又は指定可燃物による火災・爆発の防止等安全性の確保の状況b 地震等の異常な自然現象によって発生する火災・爆発の防止等安全性の確保の状況 <p>(イ) 対象とする物質等（以下、「危険物等」という。）</p> <ul style="list-style-type: none">a 高圧ガス保安法に規定する高圧ガスb 消防法に規定する危険物及び指定可燃物 <p>ウ 有害物漏洩</p> <p>(ア) 内容</p> <ul style="list-style-type: none">a 施設の供用に伴う有害物漏洩の防止等安全性の確保の状況b 地震等の異常な自然現象によって発生する有害物漏洩の防止等安全性の確保の状況 <p>(イ) 対象とする物質（以下、「有害物等」という。）</p> <ul style="list-style-type: none">a 毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物b 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）に規定する第一種指定化学物質

4-2 技術指針（別記）安全

項目	改定案
1 (2) 項目選定する事業の考え方	<p>次に掲げるいずれかに該当する場合は、安全を環境影響評価項目として選定することを検討する。ただし、火災・爆発又は有害物漏洩の対象とする物質等の取扱いを行うものの軽微な影響に止まると想定され、一般的な配慮で十分対応できるという理由で環境影響評価項目として選定しないことができる。その場合は環境配慮の内容を事業計画等に記載する。</p> <p>ア 浸水</p> <ul style="list-style-type: none">(ア) 存在・供用時に、土地の改変に伴う雨水流出量の変化によって洪水・浸水の発生が予想される場合(イ) 存在・供用時に、不特定多数が利用する施設の浸水が予想される場合 <p>イ 火災・爆発及び有害物漏洩</p> <ul style="list-style-type: none">(ア) 存在・供用時に、危険物等又は有害物等の取扱いに伴う事故防止や安全性の確保が求められる場合(イ) 存在・供用時に、地震等の異常な自然現象によって発生する火災・爆発又は有害物漏洩への安全性の確保が求められる場合 <p>ウ その他安全（浸水、火災・爆発、有害物漏洩）への影響が予想される場合</p>
3 環境保全目標の設定	<p>「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 施設利用者及び周辺住民の安全性が確保される水準(2) 関係法令等の基準(3) その他科学的知見

5 環境影響評価審査会 意見聴取の進め方(案)

① 改定の趣旨・方向性について

② 本編、別表2の改定案（事務局案）について

③ 別記の改定案（事務局案）について：温室効果ガス、生物・生態系、緑地、水循環、廃棄物・建設発生土

④ 別記の改定案（事務局案）について：大気質、水質・底質、騒音等の13項目

⑤ 別表2、別記の改定案（事務局案）について：土壌、地盤、土地の安定性、安全

今回

⑥ これまでいただいた御意見を踏まえ、本編、別表、別記について案を提示
「ヒートアイランド」の検討について R6年11月～R7年1月頃（複数回開催予定）

⑦ 意見公募の結果等について R7年3月頃

検討にあたり、引き続き、委員の皆様にも個別にも御相談させていただきます。
御協力をお願いいたします。